

## 13 広島市ディスポーザ排水処理システム等取扱要綱

(平成13年12月17日)  
改正 平成14年12月11日 平成16年6月8日  
平成20年4月1日 平成27年1月30日

### (目的)

第1条 この要綱は、本市が設置し、又は管理する下水道に接続する排水設備の一部としてこれに固着させて使用するディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）を設置すること及びその取扱いについて必要な事項を定めることにより、システムの適切な維持管理を図り、下水道の機能を保全することを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号。以下「下水道条例」という。）で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) システム 生ごみを破砕する部位（以下「ディスポーザ部」という。）、ディスポーザ部からの排水と台所排水又は厨房排水（以下「ディスポーザ部からの排水等」という。）を搬送する部位（以下「排水配管部」という。）並びにディスポーザ部からの排水等を処理し、汚濁負荷を低減するとともに生ごみ又は汚泥を貯留する部位（以下「排水処理部」という。）で構成され、これらにより処理した排水を下水道に排除する機器の総体をいう。
- (2) 販売者 システムを販売する者をいう。
- (3) 設置工事者 システムの新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）の工事を行う者をいう。
- (4) 使用者 次に掲げる者で、システムの維持管理の最終的な責任を負う者をいう。
  - ア 独立建築物の所有者又は賃借人
  - イ 賃貸の集合建築物の所有者又は賃借人
  - ウ 分譲の集合建築物の所有者の代表者
  - エ その他集合建築物の所有者で構成する管理組合等、システムの維持管理の最終的な責任を負う者
- (5) 申請者 この要綱に基づくシステムの新設等の承認を申請する者をいう。

### (事前承認等)

第3条 市長は、申請者に対して、下水道条例第7条（下水道条例第32条、第34条及び第43条において準用する場合を含む。）の規定による「排水設備の計画及び工事の確認願」の提出の際に、別紙様式1の誓約書（以下「誓約書」という。）の提出を求めるものとする。

2 市長は、システムが次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その新設等を承認するものとする。

- (1) 公益社団法人日本下水道協会（以下「下水道協会」という。）作成の「下水道のためのデ

ィスポーザ排水処理システム性能基準（案）」（以下「性能基準（案）」という。）に基づき下水道協会が製品認証したもの。

(2) 建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「改正前の建築基準法」という。)に基づく配管設備として建設大臣が認定したもの又は社団法人日本下水道協会作成の「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」（以下「前性能基準（案）」という。）に規定されている評価機関が前性能基準（案）に適合していると評価したもので、平成27年3月31日までに誓約書が提出されたもの。

3 申請者は、誓約書を提出するときは、次の各号の書類を添付するものとする。

- (1) 建設大臣認定書の写し、前性能基準（案）による適合評価書の写し又は性能基準（案）に基づく認証書の写し
- (2) 排水系統図及び工事施工計画書
- (3) システムの構造図、仕様書、維持管理要領及び処理能力の算定根拠
- (4) 維持管理業務委託契約書の写し又は別紙様式2の維持管理業務委託契約確約書
- (5) 建築物の周辺見取図

4 除害施設としてシステムの新設等をしようとする者は、下水道条例第17条第1項（下水道条例第32条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定による申請を行い、市長の確認を受けなければならない。

（遵守事項）

第4条 申請者又は使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 誓約書に記載された内容について、誠実に実行すること。
- (2) システムの維持管理については、専門の維持管理者と維持管理業務委託契約を締結するとともに、改正前の建築基準法に基づく建設大臣の認定内容（以下「建設大臣認定内容」という。）、前性能基準（案）に定める適合内容（以下「前性能基準（案）適合内容」という。）又は性能基準（案）に定める適合内容（以下「性能基準（案）適合内容」という。）及び誓約書に基づき適正に行うこと。
- (3) システムから発生した汚泥の処理については、広島市環境局が別途定めた方法により行うこと。また、その実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (4) ディスポーザ部からの排水等を生物的に処理する排水処理部を有するシステム（生物処理タイプ）については、システムから排出する汚水の水質検査を年に1回以上行うこと。
- (5) ディスポーザ部からの排水等を機械的に処理する排水処理部を有するシステム（機械処理タイプ）については、システムの保守点検を年に1回以上行うこと。
- (6) システムの維持管理の結果を3年間保存するとともに、市長の求めに応じて報告すること。

2 設置工事者は、建設大臣認定内容、前性能基準（案）適合内容又は性能基準（案）適合内容及び下水道条例第8条の規定に基づき適正に設置工事を行わなければならない。

(維持管理に関する指導)

第5条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) システムの維持管理の確認のため、市長の指定する職員の立入調査の必要が生じた場合は、これに応ずること。
- (2) システムの適切な維持管理が行われていない場合又はその恐れがあると認められる場合は、市長の指導に基づき、これを改善すること。

(使用者の地位の承継)

第6条 システムを有する建築物の譲渡等があるときは、使用者は、新たに使用者となる者に対して、この要綱及び誓約書の内容を説明し、システムの適正な維持管理についての理解を得るよう努めるとともに、システムの適切な維持管理を行うことを承継させるものとする。

2 前項の規定により新たにシステムの適切な維持管理を行うべき地位を承継した使用者は、速やかに市長に別紙様式3の引き継ぎ誓約書を提出するものとする。

(システムの廃止等に伴う届出)

第7条 使用者又は申請者は、システムを廃止したときは、速やかに市長に別紙様式4の廃止届を提出するものとする。

2 使用者又は申請者は、維持管理業者の変更が生じたときは、速やかに市長に別紙様式5の変更届及び維持管理業務委託契約書の写しを提出するものとする。

(販売者への協力の要請)

第8条 市長は、販売者に対して、次に掲げる事項について協力するよう、要請するものとする。

- (1) システムの販売に当たり、申請者又は使用者に対して、この要綱に基づき適切な維持管理を行うよう説明し、理解を得ること。
- (2) 市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、下水道局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年12月17日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成14年12月11日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成16年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月30日から施行する。